

最終更新 2009年5月29日

可搬型階段昇降機安全指導員講習における変更・追加情報等について

可搬型階段昇降機安全指導員講習における追加情報・変更事項等について記載いたします。

本書の内容については随時更新していく予定です。

5月29日

株式会社アルバジャパンの事業所移転に伴い、6月1日より同社の問い合わせ先が下記へ変更となります。

株式会社アルバジャパン

〒171-0021

東京都豊島区西池袋1-7-10 ビルドT9ビル 6F

TEL 03-3984-1345 FAX 03-3984-1344

5月29日

講習会名称が変更となりました。

以下のように講習会名称を改めました。

(旧)

可搬型階段昇降機安全指導員**研修**

(新)

可搬型階段昇降機安全指導員**講習**

2009年5月29日現在

可搬型階段昇降機安全指導員講習Q & A

今年度より実施される可搬型階段昇降機安全指導員講習について、お問い合わせのあった事項、補足事項等を記載します。

講習の全容については可搬型昇降機安全指導員講習開催要綱を御覧ください。

なお本書の内容は随時追加・更新していく予定です。

2009年5月29日現在記載事項

Q：可搬型階段昇降機安全指導員講習とは

Q：講習の内容、実施日について

Q：機種別講習（実技講習）は全メーカーの講習を受講しなければならないのか

Q：以前にメーカーによる操作訓練を受けているのだが、改めて機種別講習（実技講習）を受講する必要があるのか？

Q：申込はどこにすればよいのか

Q：申込関係書類等について

Q：資格証等の発送先はどこになるのか

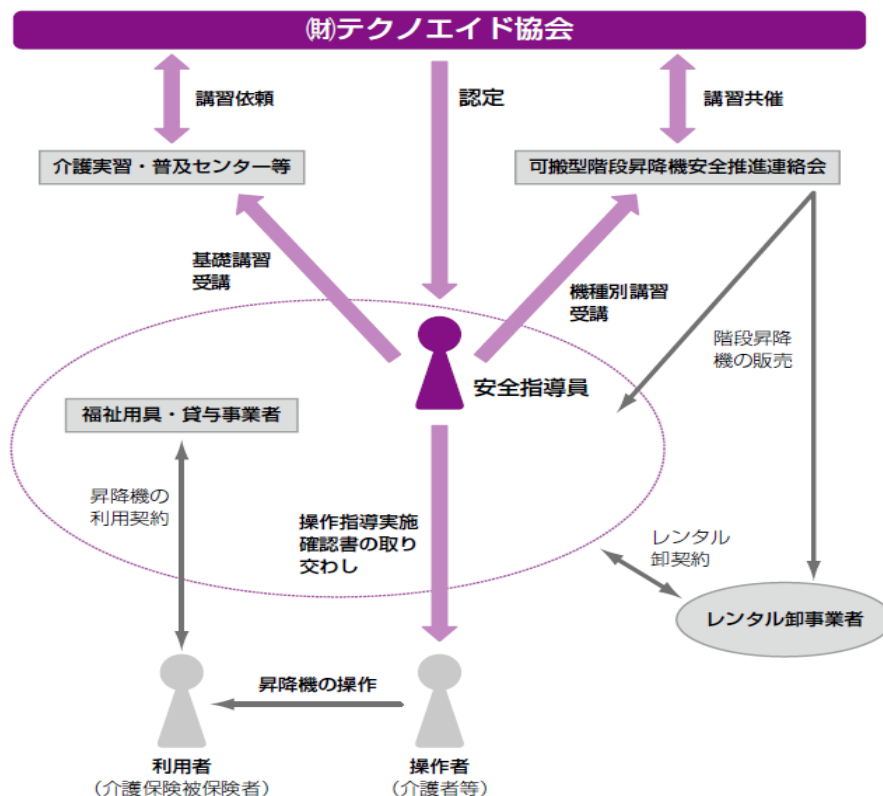
Q：レンタル卸を専業として可搬型階段昇降機を取扱っているが、この講習を受講する必要はあるのか

Q：安全指導員資格取得後、取扱機種を増やしたいときはどうすればよいのか

Q：可搬型階段昇降機安全指導員講習とは？

A：平成21年度より、これまで介護保険対象品目であった車いす付属品としての階段昇降機に加え、床走行式の階段移動用リフトも新たに給付対象に定められましたが、使用中の操作ミスによる事故を防ぐ為に、操作者（介護者）に対する操作指導もこれに合わせて義務付けられました。さらに、ユーザーへ階段昇降機を提供し、操作指導を行う福祉用具専門相談員に対しても「階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の過程を修了した旨の証明を受けていること」が義務化されました。

『可搬型階段昇降機安全指導員講習』とは上記の義務化に対応し、操作者が「可搬型階段昇降機」を安全に取り扱えるよう、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具貸与事業者を養成することを目的とした講習会です。



Q：講習の内容、実施日について

A：本講習は下記の2種類の講習から成り、両講習を修了した方を可搬型階段昇降機安全指導員として財団法人テクノエイド協会が認定いたします。

機種別講習・・・取扱機種の操作方法、操作者に対する指導方法等を学ぶ実技講習です。講習時間は4時間程度。(機種によってはそれ以上要する場合もあります)

<実施日>メーカー毎に実施されます。実施日につきましては各メーカーにお問い合わせください。

基礎講習・・・・可搬型階段昇降機を提供する上で必要な知識を学ぶ座学講習及び修了試験です。講習及び試験時間は計4時間。

<実施日>平成21年9月末までの基礎講習の実施日、実施会場については開催要綱にて記載してあるとおりです。(平成21年10月以降も基礎講習は随時開催予定です。)

現在のところ、機種別講習と基礎講習の同時開催は行っておりません。
両講習を別日、別会場にて受講していただき、両講習の修了者に対して資格証が発行されます。

Q：機種別講習（実技講習）は全メーカーの講習を受講しなければならないのか

A：現在既に取扱っている機種、もしくは取扱いが確定している機種の機種別講習のみの受講で結構です。ただし、安全指導員の資格取得後、取扱い機種を増やしたい場合、対象機種の機種別講習追加受講、資格証の再発行が必要となります。

資格証には取扱い可能機種名(機種別講習を修了した機種名)が明記される予定です。機種別講習を修了した機種以外の取扱いはできません。

Q：以前にメーカーによる操作訓練を受けているのだが、改めて機種別講習（実技講習）を受講する必要があるのか？

A：メーカー研修（平成 21 年 3 月 31 日までにメーカー等が貸与事業者に対して実施した操作訓練）を修了していれば本講習の機種別講習は免除されます。つまり、基礎講習のみ修了していただければ安全指導員の資格認定を受けることができます。本講習では受講対象者に条件を設けておりますが（開催要綱参照）移行期間中において、上記のメーカー研修修了者は【開催要綱 4 . 受講対象者の項（1）福祉用具専門相談員の条件受講者の条件】を満たさなくても基礎講習を受講できるものとします。

Q：申込はどこにすればよいのか

A：平成 21 年 5 月末現在、機種別講習・基礎講習ともに原則として各メーカーが申込受付窓口となります。受講希望者はご契約されている（またはご契約予定の）可搬型階段昇降機メーカーへ申込書類等をご提出ください。レンタル卸事業者より貸し出しを受け、可搬型階段昇降機の取扱いを行っている貸与事業者はレンタル卸元が契約されているメーカーへご提出ください。

Q：申込関係書類について を参照

Q：申込関係書類等について

A：受講形態に従って、下記の書類等をご提出ください。

受講申込書

各メーカーより配布された用紙、もしくは当協会ホームページ上よりダウンロードした書式に必要事項を記入。

資格証用顔写真

正面、上半身無帽で頭部全体が写っているもの。
JPEG形式の画像データをご用意ください。フロッピーディスク、
CD-R等の記録メディアに保存したものを送付願います。
(ファイル名に所属と氏名を明記してください。)

実務経歴証明書

各メーカーより配布された用紙、もしくは当協会ホームページ上よりダウンロードした書式に必要事項を記入。

資格取得証明書もしくは研修受講証明書の写し

開催要綱4．受講対象者(1)の条件を満たすもの。

メーカー研修修了証明書の写し

機種別講習と基礎講習を受講する場合

(レンタル卸専門事業者は _____ は不要)

基礎講習のみ受講(メーカー研修を修了済み、機種別講習が免除される方)

安全指導員資格取得後、機種別講習を追加受講する場合

Q：資格証等の発送先はどこになるのか

A：基礎講習受講会場決定通知、安全指導員資格証等の発送先は原則として受講者の所属先（勤務先）となります。自宅その他への発送を希望される方は受講申込の際に受講対象機器メーカーまたは(財)テクノエイド協会へご連絡ください。

Q：レンタル卸を専業として可搬型階段昇降機を取扱っているが、この講習を受講する必要はあるのか

A：可搬型階段昇降機のメンテナンス・消毒・配送等を行うため、福祉用具貸与事業者と同等の知識・技術を習得する必要があることから、本講習を積極的に受講することが望まれます。レンタル卸専業事業者は【開催要綱4．受講対象者の条件(1)(2)】を満たさなくとも受講可能とします。（レンタル卸専業事業者は、操作者に対し直接操作指導を行うことができないため、講習を修了しても修了証のみ発行し、安全指導員の資格証は発行されません）

Q：安全指導員資格取得後、取扱機種を増やしたいときはどうすればよいのか

A：機種別講習を修了した機種のみ取り扱いが可能ですので、取扱機種を増やしたい場合は機種別講習を追加受講していただく必要があります。同一メーカー、同系統機種等の場合、機種別講習の追加受講が不要な場合もありますので、詳しくは各メーカーにお問い合わせください。

基礎講習の再受講は必要ありません。

【問い合わせ先】

財団法人テクノエイド協会 普及部 矢部宏和 / 湯浅みさ
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1 - 1 セントラルプラザ4階
TEL：03-3266-6884 FAX：03-3266-6885
E-mail：yabe@techno-aids.or.jp